

登録

農業委員会委員選挙人名簿  
登載申請を忘れずに

農業委員会事務局から12月中旬に「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を各地区農事組合長を通して配布します。

来年1月1日現在で下記要件を満たす方は、必要事項を記載し、各地区農事組合長へ提出してください。

①町内に住所があり、満20歳以上の方（平成4年4月1日以前に生まれた方）

②現在30アール以上の農地を耕作している農業経営主

③農業経営主の配偶者または同居の親族で、年間60日以上農業に従事している方

※登載要件を満たしているのに申請用紙の配布が無い方は、ご連絡ください。

要件が満たされていても名簿記載がなければ、投票もリコールの請求もできませんのでご注意ください。

▼提出期限

平成24年1月10日（火）  
※土日、年末年始は閉庁日となっておりますので、役場庁舎警備員室で受付します。

▼問合せ 農業委員会事務局  
（☎23-3279）



資産税

申告は忘れずに 償却資産・宅地・家屋変更の届出

①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税（町税）が課税されます。

▼対象

1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など）を所有の方。

昨年と資産内容に変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1（200㎡までの小規模住宅用地は6分の1）になります。

ただし、認定には所有者の申告が必要です。

▼対象

1月1日現在、住宅の新築、増改築（2世帯住宅になった方等）、滅失などで土地の利用状況が変わった方。

③家屋に関する届出

増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合は連絡をください。

家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出書の提出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

▼対象

1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

▼提出期限

平成24年1月31日（火）

▼提出先・詳細 税務課資産税係  
（☎23-2333）

資格更新

排水設備工事責任技術者  
資格登録の更新について

排水設備工事責任技術者資格登録者は4年ごとに更新の手続きが必要です。

更新対象者には、実施案内及び申込書等を郵送しておりますので、申込場所を確認の上、受付期間内に手続きを行ってください。

▼更新対象者

平成19年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、または資格登録期間が平成24年3月31日で満了する資格登録者

▼受付期間

平成24年1月16日（月）～20日（金）9時～15時30分

▼更新方法

手続き終了後、更新用テキストを配付します。

▼手数料

5,000円（テキスト代込）

▼問合せ

上下水道課（☎22-2411）

平成22年国勢調査確定値

人口 18,766人  
世帯数 7,400世帯

前回調査（平成17年時）から人口は、1,216人の減、世帯数は178世帯の減となりました。調査へのご協力ありがとうございました。

詳細については、総務省統計局のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

▼問合せ 総務課総務係

（☎23-2330）

### 子ども

#### 子ども手当の 請求手続きはお済みですか？

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が 10 月 1 日から施行され、10 月分以降の子ども手当を受給するためには、今まで受給されていた方も含め、全員請求手続きが必要です。

請求が必要と思われる方には認定請求書等を送付していますが、提出期限（平成 24 年 3 月 31 日）を過ぎると、10 月分から受けることはできませんので、必ず期限内に提出ください（公務員の方は所属庁での申請となります）。

また、平成 24 年 2 月に受給するためには、平成 23 年 12 月 30 日（金）までに認定請求書の提出が必要です。

▼問合せ 子育て推進課子ども係  
（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

### 納税

#### 12 月は 滞納整理強調月間です

12 月は滞納整理強調月間です。町では税の未納者に対して、電話催告や休日訪問徴収などを実施し、滞納整理を強化します。所得や財産があるにもかかわらず催告に応じない滞納者には、滞納処分（給与・預貯金・不動産などの財産の差押）を実施することがありますので、直ちに納税願います。なお、病気や失業などの事情により直ちに納税できない方は、納税課納税係までご相談ください。

#### ◆夜間納税相談

12 月 8 日（木）・22 日（木）  
19 時 30 分まで

#### ▼問合せ

納税課納税係（☎ 23 - 2341）

### 子ども

#### 巡回児童相談を行います

18 歳未満のお子さんの発達や子育てに関する相談をお受けします。相談を希望される方は、事前にお申込みください。

◆相談時間は、申込者の事情などを考慮しながら決定します。  
※学校などの授業時間中に設定される場合もあります。

◆相談を受けるにあたって、お子さんやご家庭の様子を調査させていただく場合があります。

#### ▼相談日

平成 24 年 2 月 1 日（水）

#### ▼場所 ゆとろ

#### ▼相談内容

ことば・発達の遅れ、療育手帳の判定など

#### ▼相談員

北海道中央児童相談所  
児童福祉司・心理判定員等

#### ▼定員 3 名程度

#### ▼申込期限 12 月 19 日（月）

#### ▼申込み・問合せ

子育て推進課子育て支援係  
（ゆとろ内・☎ 25 - 2658）

### 人権

#### 人権侵害問題への認識を 深めましょう

日本人拉致事件をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

不審者、不審車両を発見した場合は警察にお知らせください。

#### ▼問合せ 札幌方面北警察署

（☎ 011 - 727 - 0110）

### 住宅

#### 東日本大震災の被災者に対する 民間賃貸住宅の借上げ

北海道では、東日本大震災の被災者が民間賃貸住宅を応急仮設住宅として使用する場合について、その住宅の家賃等を負担します。

#### ▼対象者

①震災発生時に岩手県又は宮城県に居住していた方で、住宅が全焼、全壊、大規模半壊、流失等により居住する住家がない方、または長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより長期にわたり自らの住家に戻る事が難しいと見込まれる方

②震災発生時に福島県に居住していた方

#### ▼入居期間

民間賃貸住宅の入居の日から最長 2 年間（原則的には平成 25 年 3 月 31 日までの措置ですが、被災県の状況等により入居期間の延長等を検討します）。

※既に民間賃貸住宅に入居している場合でも、被災者がこれまでに支払った家賃等を遡及して負担します（震災発生時に福島県に居住していた方を除く）。

※賃貸住宅の条件や申込方法など、詳細はお問い合わせください。

#### ▼申込期限

平成 24 年 1 月 31 日（火）

#### ▼問合せ 福祉課福祉係

（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）



## 災害

### 大雪災害へ備えましょう

#### ◆気象情報を有効に利用

大雪による重大な災害が予想された市町村には「大雪警報」が、猛ふぶきが予想された市町村には「暴風雪警報」が発表されます。

#### ◆降り方は場所により違います

季節風が強い時は、雪雲は筋状となります。少し離れた場所では大雪・ふぶきとなっている場合があります。

#### ◆天気の変化に注意

低気圧の通過や風向の変化で、天気が急変し、猛ふぶきになる場合があります。

#### ◆除雪作業時の注意

屋根の雪降ろし中の事故が毎年発生しています。命綱を付けたり、一人で作業しないなどして事故を防ぎましょう。また、屋根からの落雪にも注意しましょう。

#### ▼問合せ

札幌管区気象台天気相談所  
(☎ 011 - 611 - 0170)

## 消防

### 薪ストーブの火災の予防を

近年の原油高騰により薪ストーブの需要が高まっています。

使用に伴い、煙突内部に付着したタールに着火し燃え上がる煙道火災が増加していますので、火災を防ぐため、次の点に注意しましょう。

◆煙突の清掃は専門業者へ依頼するなど定期的に行う

◆乾燥した薪を使用する

◆取灰の処理は安全、確実に行う

#### ▼問合せ

当別消防署予防課予防係  
(☎ 23 - 2537)

## 成人式

### 成人式を行います

当別町では新しく成人となる皆さんを祝福し、成人として大いなる活躍を祈念するために「成人式」を行います。

また、式典終了後には、成人式実行委員会の企画による記念パーティーを開催致します。旧友と再会し、思い出を語り合ってください。

#### ▼日時

平成 24 年 1 月 8 日 (日) 11 時～

#### ▼場所

総合体育館

#### ▼対象

平成 3 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた方  
※住民登録の無い帰省中の方も出席できますので事前にご連絡ください。

#### ▼その他

記念写真(男女別)は当日会場で受付致します。父母席もご用意致します。

#### ▼問合せ

町教委社会教育課社会教育係  
(白樺コミュニティセンター内・  
☎ 23 - 2511/FAX 23 - 2516/  
E-mail : kyoshakail @ town.  
tobetsu.hokkaido.jp)

## 募集

### 「当別町少年の意見発表会」 高校生の部発表者募集

平成 24 年 2 月 18 日(土)に「当別町少年の意見発表会」を開催します。

高校生の部では当別高等学校及び星城国際高等学校の生徒とともに、町内在住で町外の高校に通学しているみなさんにも発表の機会を設けています。日頃から人生や家庭、学校生活や社会などに思いを持っている高校生の方は、ぜひお申込み下さい。

#### ▼募集対象

町内在住で町外の高校に通う方

#### ▼募集人数

3 名以内  
※応募多数の場合は抽選になります。

#### ▼提出期限

平成 24 年 1 月 31 日 (火)

▼内容 課題は自由とし、家庭、学校、地域社会及び友人との関わりの中で、日頃から感じ考えている自分の思いを表現したもの。発表時間は 5 分以内です。

#### ▼申込み・問合せ

町教委社会教育課社会教育係  
(白樺コミュニティセンター内・  
☎ 23 - 2511/FAX 23 - 2516/  
E-mail : kyoshakail @ town.  
tobetsu.hokkaido.jp)

### ◎平成 24 年度採用種目◎ 平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集

募集種目		応募資格	受付期間	試験期日等
高等工科大学生徒	推薦	中卒(見込含)15歳以上17歳未満の男子 ※推薦については中学校長又は、中等教育学校長の推薦等が別途必要です。	11月1日(火) 1月6日(金)	1月7日(土)～9日(月)までの指定する日
	一般			1月14日(土) ※2次試験あり
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満の者 (3年以内に50日の教育訓練)	1月中旬～	4月中 ※教育訓練召集手当は、日額7,900円 ※技能とは、衛生・語学・整備・建設等の資格。
	技能	18歳以上、53～55歳未満の者 (2年以内に10日の教育訓練)		
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209				